

生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から平成28年度財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月2日

生駒市監査委員 藤本 勝美  
生駒市監査委員 井上 圭吾  
生駒市監査委員 白本 和久

記

措置結果通知日 平成29年2月8日

監査の対象(課、施設)	生駒ふるさとミュージアム
指摘事項等	措置内容
<p>1. 指定管理者の指定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定管理者の指定処分及び審査委員会の設置等について、教育委員会と市長のいずれの権限に属するのか、整理したうえで書類を作成されたい。</li></ul> <p>2. 収支決算における利益の算定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定管理事業と自主事業との混同など、協定書と異なる算定方法に基づいた収支決算がなされていた。基本協定書に則った収支計算書を作成されたい。</li></ul> <p>3. 事業費について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>決算額が予算額を大幅に超えており、決算額の妥当性の検証が不十分である。事業費の具体的内容や明細など、計画書や報告書に記載するとともに、事業計画の精査や定期的な確認など、業務の透明性を確保されたい。</li></ul> <p>4. 施設使用許可等について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>施設使用許可申請書の様式や、利用料金の承</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>次期、指定管理者の公募から指定に至る手続においては、権限を精査したうえで、書類作成を行います。</li><li>ご指摘を受け、基本協定書に基づく指定管理事業と自主事業とを明確にしたうえで収支計算書を修正し、再提出させました。</li><li>事業費の具体的内容が示された事業計画書を精査し、定期的に事業の進捗状況等を確認したうえで、事業報告書において、実施内容と経費の明細を確認するとともに、成果物との照合を行います。</li><li>施設使用許可申請書の様式は、施行規則で定め</li></ul>

認手続など、条例規則に則った事務を実施されたい。

5. 指定管理者との委託契約について

・随意契約を行うにあたっては、事前に十分な調査を尽くし、契約の相手方が限られる理由を適切に示されたい。

られた様式に変更させました。また、無料招待券の発行等、利用料金に関する業務の執行にあたっては、市長への書面による承認手続を行うようにいたします。

・随意契約の妥当性を明確にし、随意契約の必要性がある場合には、契約の相手方が限られる理由を適切に記載いたします。